

## 秋田県経営安定資金融資制度要領

## 第1 趣 旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する経営安定資金について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 預 託

要綱に規定する預託の額は、預託先ごとに、経営安定資金の融資額を別表に掲げる数値（同表において「基準倍率」という。）で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

## 第3 融資対象

## (1) 経営安定資金

原則として、県内において1年以上事業を営み、次のいずれかの要件を満たすものとして、商工会議所若しくは秋田県商工会連合会又は商工会（以下「商工会等」という。）の認定を受けた中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）とする。

## ① 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて5%以上減少していること。
- (イ) 直近6か月の受注高又は売上高が、前年同期に比べて5%以上減少していること。
- (ウ) 今後3か月間の受注高又は売上高の見込みが、前年同期に比べて5%以上減少していること。

## ② 直前決算において赤字を計上していること（当期純損失金額を計上していることをいう。）。

## ③ 倒産企業（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始、金融機関の取引停止処分の発生、代表者の行方不明等支払不能が確実となった企業又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定により経済産業大臣が指定した企業をいう。）に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること。

## ④ 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と取引のある者として、特定中小企業者の認定を市町村長から受けたこと。

## (2) 経営力強化枠

原則として、県内において1年以上事業を営み、金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

## (3) 借換枠

中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）、緊急経済対策枠又は借換枠に係る既往借入金の残高があり、次の要件のいずれかを満たす中小企業者とする。

- ① 適切な事業計画を有していること。
- ② 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

(4) 特別改善枠

次の要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 経営の安定に支障を生じている中小企業者で、商工調停士から再生計画について指導を受け、債務の返済が確実であり、かつ、確実に再生の見込みのあるものとして、商工会議所、秋田県商工会連合会、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「センター」という。）の推せんを受けたもの。
- ② 秋田県中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）の支援を受けて再生を行う中小企業者で、債務の返済が確実であり、かつ、確実に再生の見込みのあるものとして、再生支援協議会の推せんを受けたもの。

(5) 危機関連枠

経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて、市町村長の認定を受けたもの。なお、第4資金使途から第9報告等に関しては、認定された経済危機等の状況に応じて経済産業大臣の認定毎に決定する。

#### 第4 資金使途

- (1) 経営の安定若しくは活性化又は金融機関との取引を正常化するために必要な資金とする。
- (2) (1)の資金について、次の①から④までに該当する場合は、当該①から④までに定める金融債務の返済資金をその資金使途に含めることができる。
  - ① 経営安定資金について、経営改善計画書（様式経領－1）を提出した場合 経営安定資金及び緊急経済対策枠に係る金融債務の返済資金
  - ② 経営力強化枠について、事業計画に経営力強化枠に係る既往借入金の返済計画を含む場合 当該経営力強化枠に係る既往借入金の返済資金
  - ③ 借換枠のうち、第3(3)①の要件に該当する場合は、経営改善計画書（様式経領－1）を提出したとき 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）及び緊急経済対策枠に係る既往借入金の返済資金
  - ④ 借換枠のうち、第3(3)②の要件に該当する場合は、中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）、緊急経済対策枠並びに借換枠に係る既往借入金の返済資金
  - ⑤ 特別改善枠について、商工調停士又は秋田県中小企業再生支援協議会会長が再生計画を実現するために特に必要と認めた場合 金融債務の返済資金

#### 第5 融資条件

## (1) 融資限度

- |          |   |
|----------|---|
| ① 経営安定資金 | 8,000万円（ただし、第3(1)④に該当する場合には、別枠とし、5,000万円とする。） |
| ② 経営力強化枠 | 2億円   |
| ③ 借換枠    | 2億8,000万円                                     |
| ④ 特別改善枠  | 5,000万円（ただし、第3(2)④に該当する場合には8,000万円とする。）       |

## (2) 融資期間

- |          |  |
|----------|--|
| ① 経営安定資金 | 10年以内（2年以内の据置期間を含む。）                               |
| ② 経営力強化枠 | 運転資金5年以内（1年以内の据置期間を含む。）<br>設備資金7年以内（1年以内の据置期間を含む。） |
| ③ 借換枠    | 10年以内（1年以内の据置期間を含む。）                               |
| ④ 特別改善枠  | 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）                               |

## (3) 融資利率

- |          |   |
|----------|---|
| ① 経営安定資金 | 年1.75%（セーフティネット保証制度第1号から第4号及び第6号を利用した場合は年1.55%） |
| ② 経営力強化枠 | 年1.75%  |
| ③ 借換枠    | 年1.60%  |
| ④ 特別改善枠  | 年2.15%（セーフティネット保証制度第1号から第4号及び第6号を利用した場合は年1.95%） |

## (4) 担保及び保証人

## ① 経営安定資金

連帯保証人は原則として法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、必要に応じて担保を徴求する。ただし、利用金額が1千万円以内のもので、かつ、経営改善計画書（様式経領-1の2）の作成について商工会等の作成指導を受けた者については、原則として、物的担保は徴求しない。

## ② 経営力強化枠、借換枠及び特別改善枠

連帯保証人は原則として法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、必要に応じて担保を徴求する。

## (5) 保証料率

秋田県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める率とする。ただし、次の率を上限とする。

## ① 経営安定資金（第3(1)③に該当する場合を除く。）

年1.60%（セーフティネット保証制度第1号から第4号及び第6号を利用した場合は年0.88%、第5号、第7号及び第8号を利用した場合は年0.76%）

## ② 経営安定資金（第3(1)③に該当する場合に限る。）

年1.60%（セーフティネット保証制度第1号から第4

号及び第6号を利用した場合は年0.50%、第5号、第7号及び第8号を利用した場合は年0.45%)

- ③ 経営力強化枠 年1.45%
- ④ 借換枠 年1.60% (セーフティネット保証制度第1号から第4号及び第6号を利用した場合は年0.88%)
- ⑤ 特別改善枠 年1.60% (セーフティネット保証制度第1号から第4号及び第6号を利用した場合は年0.88%、第5号、第7号及び第8号を利用した場合は年0.76%)

(6) 返済方法

割賦又は一括償還とする。

第6 保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第5(5)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行うものとする。

第7 融資の手続

この制度による融資の手続については、次に定めるところによる。

(1) 経営安定資金

- ① 事前に、所轄する商工会等に第3(1)①から④までのいずれかに該当する者にあつては秋田県経営安定資金要件認定申請書(様式経領-2)に、第3(1)⑤に該当する者にあつては秋田県経営安定資金要件(消費税増税)認定申請書(様式経領-3-2)に關係書類を添付し、認定の申請をするものとする。この場合において、第3(1)①から③までのいずれかに該当する者にあつては経営安定資金要件確認書(様式経領-3-1)を、第3(1)⑤に該当する者にあつては経営安定資金要件(消費税増税)確認書(様式経領-3-3)をそれぞれ添付するものとする。
- ② ①により認定を受けた者は、要綱により県の指定する取扱金融機関(以下「取扱金融機関」という。)所定の借入申込書に第3(1)①から④までのいずれかに該当する者にあつては秋田県経営安定資金要件認定申請書(当該申請書に係る添付書類を含む。)を、第3(1)⑤に該当する者にあつては秋田県経営安定資金要件(消費税増税)認定申請書(当該申請書に係る添付書類を含む。)を添えて、当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。この場合において、既存債務の借換えを行うときは、経営改善計画書(様式経領-1)を取扱金融機関に提出するものとする。

(2) 経営力強化枠

- ① 事前に、所轄する商工会等に秋田県経営安定資金要件認定申請書(様式経領-2)に關係書類を添付し、認定の申請をするものとする。
- ② ①の規定により認定を受けた者は、要綱により県の指定する取扱金融機関(以下「取扱金融機関」という。)所定の借入申込書に、次に掲げる書類を添えて、

これを当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。

(ア) 秋田県経営安定資金要件認定申請書（当該申請書に係る添付書類を含む。）

(イ) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（様式経領－３－４）

(ウ) 事業計画書（申込人が策定したもの）。計画は次の内容を満たすもの又は含むものとする。

(Ⅰ) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から３事業年度を最短の期間とし、原則として計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から５事業年度を最長の期間とする。

(Ⅱ) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

(Ⅲ) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(エ) 事業計画書に認定経営革新等支援機関による支援内容を記載されていない場合にあつては、当該支援内容を記載した書面

### (3) 借換枠

① 事前に、所轄する商工会等に秋田県経営安定資金要件認定申請書（様式経領－２）に関係書類を添付し、認定の申請をするものとする。

② ①の規定により認定を受けた者は、要綱により県の指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）所定の借入申込書に秋田県経営安定資金要件認定申請書（当該申請書に係る添付書類を含む。）を添えて、当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。この場合において、次の(ア)及び(イ)に該当する場合は、当該(ア)及び(イ)に定める書類を提出するものとする。

(ア) 第３(3)①の要件に該当する場合 経営改善計画書（様式経領－１）

(イ) 第３(3)②の要件に該当する場合 次の(Ⅰ)から(Ⅲ)までに掲げる書類

(Ⅰ) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（様式経領－３－４）

(Ⅱ) 事業計画書（申込人が策定したもの）。計画は次の内容を満たすもの又は含むものとする。

(i) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から３事業年度を最短の期間とし、原則として計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から５事業年度を最長の期間とする。

(ii) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

(iii) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(Ⅲ) 事業計画書に認定経営革新等支援機関による支援内容を記載されていない場合にあつては、当該支援内容を記載した書面

### (4) 特別改善枠

① 事前に、秋田県経営安定資金特別改善枠に係る推せん申込書（様式経領－４の１、様式経領－４の２、様式経領－４の４又は様式経領－４の５）により、所轄する商工会議所、秋田県商工会連合会（以下「連合会」という。）（所轄する商工会を經由すること）、センター又は再生支援協議会に推せんを依頼することとする。

- ② 推せん依頼を受けた商工会議所、連合会又はセンターは、再生計画書その他必要な書類を徴求するとともに、商工調停士等の意見を求めるものとする。
- ③ 商工調停士等は、次の事項について、推せんの所見を述べるものとする。
  - (ア) 再生のための対策、措置が実現可能であること。
  - (イ) 再生のためには、本融資が必要であること。
  - (ウ) 12年以内に再建が可能であること。
  - (エ) 金融債務の返済資金を資金使途に含める場合にあっては、その再生計画を実現するために必要があること。
- ④ 商工会議所、連合会又はセンターは、推せんしようとする時は、必ず主力金融機関及び借り換え対象となる金融債務を持つ金融機関の協力を得ていることを確認するものとする。
- ⑤ 商工会議所、連合会又はセンターは、推せんしようとする時は、必ず取扱金融機関及び保証協会に協議するものとする。
- ⑥ 商工会議所、連合会、センター又は再生支援協議会が推せんを行う時は、秋田県経営安定資金特別改善枠に係る推せん書（様式経領-5）により取扱金融機関及び保証協会に通知するとともに推せん依頼者へ連絡するものとする。
- ⑦ 商工会議所、連合会、センター又は再生支援協議会から推せんを受けた者は、取扱金融機関所定の借入申込書により、当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。

## 第8 損失補償

この制度により融資を受けた者が、借入金の返済が不能となったことにより、保証協会が代位弁済をしたときは、次のうちいずれか低い額（責任共有制度対象融資で、かつ負担金方式を選択した金融機関に係るものに関しては80%を乗じた額）を県が損失補償するものとする。ただし、保証協会と一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「保証協会連合会」という。）とが締結する損失補償契約に基づき、保証協会連合会から保証協会に対して、保証債務の履行に伴う損失を補填するためのおえんが行われる場合並びに経営力強化枠及び借換枠は、損失補償の対象としない。

- (1) 当該代位弁済金額のうち元本金額の30%に相当する額及び当該代位弁済金額に係る遅延利息の合計額
- (2) 当該代位弁済金額から協会が中小企業信用保険法に基づき受領する金額を控除した残額

## 第9 報告等

経営力強化枠及び借換枠（第3(3)②の要件に該当する場合に限る。）に係る報告等については、次のとおりとする。

- ① 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- ② 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定

支援や経営支援を行うものとする。

- ③ 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
  - ④ 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
  - ⑤ 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関である金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うものとする。
- 2 特別改善枠に係る報告等については、次のとおりとする。
- ① 融資を受けた者は、決算終了後2か月以内に決算書類等を商工会等に提出するものとする。
  - ② 商工会等は、必要に応じて、随時に、特別改善枠の融資を受けた者に対して、再生計画に係る関係書類の提出を求めるものとする。
  - ③ 商工会等は、必要と認めるときは、再生計画の作成にかかわった商工調停士により、特別改善枠の融資を受けた者に対して適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成14年5月24日から実施する。

附 則

この要領は平成15年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年1月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月31日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年6月5日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年2月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年3月12日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年9月1日から実施する。

附 則（抄）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成25年11月1日から実施する。

（秋田県中小企業振興資金融資制度要領の一部改正に伴う経過措置）

- 2 略

（秋田県経営安定資金融資制度要領の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2の規定による改正前の秋田県経営安定資金融資制度要領に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この改正中第1の規定は平成26年4月1日から、第2及び次項の規定は同年7月1日から実施する。

- 2 第2の規定による改正後の秋田県経営安定資金融資制度要領の規定は、平成26年7月1日以後に秋田県信用保証協会で保証申込みの受付のあった経営安定資金及び緊急経済対策枠については適用し、同日前に同協会で保証申込みの受付のあった経営安定資金及び緊急経済対策枠については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年8月10日から実施する。

別 表

資金の種類	基準倍率		
	銀 行	信用金庫	信用組合
経営安定資金	2.74	1.72	1.72
経営力強化枠	2.74	1.72	1.72
借換枠	2.74	1.72	1.72
特別改善枠	2.73	1.71	1.71
危機関連枠	2.74	1.72	1.72
緊急経済対策枠（新規受付終了）	2.74	1.72	1.72
取引安定化対策枠（新規受付終了）	2.74	1.72	1.72